	下総国分寺跡	昭和四十二年文化財保護委員会告示第七十六号及び平成十四年文部科学省告示第百八十号	武蔵国分寺跡
番二に南接する道路敷と同三四番二に挟まれ同二八番二に西接する道路敷と同九一番に挟まれるまでの水路敷を含む。 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福島県教育委員会及び白河市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	一七二三番二、一七二三番三、一七二三番五のうち実測六九・六三平方メートル、一七二三番六のうち実測二六・六三平方メートル、一七二四番二、一七二四番九、一七二四番一二の一、一七二四番一四、一七二四番三六、一七二四番一二のうち実測三六三・四三平方メートル、一七二四番一四、一七二四番三六、一七二四番一二のうち実測九七・五七平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を千葉県教育委員会及び市川市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	千葉県市川市国分五丁目	大正十一年内務省告示第二百七十一号、昭和五十年文部省告示第百号、平成十年文部省告示第百十三号、平成十二年文部省告示第百八十五号、平成十四年文部科学省告示第二百九号、平成十七年文部科学省告示第一百十八号及び平成十八年文部科学省告示第百八十号
	下総国分寺跡 附北下瓦窯跡	昭和四十二年文化財保護委員会告示第七十六号及び平成十四年文部科学省告示第百八十号	東京都国分寺市西元町一丁目 同　西元町二丁目 同　泉町二丁目 同　西恋ヶ窪一丁目
	一五六五番二	二五一三番五のうち実測五二〇・二九平方メートル、二五一三番七のうち実測一四八・一二平方メートル、二五一三番九、二五一三番一〇のうち実測二四八・六三平方メートル 一番三のうち実測一〇七二・八九平方メートル、一番一〇のうち実測二九・九七三・一〇平方メートル、一番一九のうち実測一七三・一〇平方メートル、一番二三のうち実測五二七・四三平方メートル、一番二のうち実測〇・〇七平方メートル、一番二五、一番二八、一番三一、一番三三のうち実測一・八三平方メートル、一番三四、一番三五のうち実測一〇・一九平方メートル、一番三六、一番三七、一番三九のうち実測三三・五平方メートル、一番四〇、一番四五、一番四八のうち実測一六・七平方メートル、一番四九、一〇一、一〇二、一〇三番一〇のうち実測二四四・〇四平方メートル 八番二のうち実測一五八・二七平方メートル、八番三のうち実測一七三・三一平方メートル、八番四のうち実測一四五・四五七平方メートル、八番五のうち実測一二四・二七平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を東京都教育委員会及び国分寺市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	武蔵国分寺跡 附東山道武蔵路跡

		歌姫瓦窯跡	
		昭和五十一年文部省告示第五十七号	昭和四十五年文部省告示第二百七十五号
六番のうち実測五〇九六・八七平方メートル 一番のうち実測二一二六九・四四平方メートル 二十七番二のうち実測六三五・八六平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を京都府教育委員会及び木津川市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	京都府木津川市相楽台七丁目 同　州見台八丁目 同　梅美台五丁目	京都府木津川市大字鹿背山、大字木津 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅵ座標系を基準とするMⅠ－1地点（X＝マイナス一二九八三・二五四メートル、Y＝マイナス一三四三・八三〇メートル）、MⅠ2地点（X＝マイナス一四八〇九・五四七メートル、Y＝マイナス一三九七九・二五〇メートル）、MⅠ3地点（X＝マイナス一四七五九・八七四メートル、Y＝マイナス一三九八三四・三七五メートル）、MⅠ4－1地点（X＝マイナス一三九八三三・五九九メートル、Y＝マイナス一四七五九・二五〇メートル）、MⅠ5地点（X＝マイナス一三九八四九・二五九メートル、Y＝マイナス一四七四七・三七五メートル）、MⅠ6地点（X＝マイナス一二九九一二・四三メートル、Y＝マイナス一二九九一二・四六二メートル）、MⅠ7－1地点（X＝マイナス一三九九三八・七一三メートル、Y＝マイナス一四七〇九・七八一メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 備考　地域に関する実測図を京都府教育委員会及び木津川市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	福岡県福岡市南区老司四丁目
五八四番一のうち実測八九・五五平方メートル、五八四番二のうち実測四五二・九九平方メートル、五八四番二一、五八四番二四 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び福岡市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	観世音寺境内及び子院跡 附老司瓦窯跡	奈良山瓦窯跡 歌姫瓦窯跡 音如ヶ谷瓦窯跡 市坂瓦窯跡 梅谷瓦窯跡 鹿背山瓦窯跡	観世音寺境内および子院跡
			昭和四十五年文部省告示第二百七十五号

○文部科学省告示第百二十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成二十二年八月五日

文部科学大臣　川端　達夫